# 特別養護老人ホームはまなす園 利用料金表

令和4年10月1日 現在

#### ● 介護度別サービス利用料

- 7. 32.52.747	•							
利用者の要介護	要介護 1	要介護 2	要介護3	要介護 4	要介護 5			
① サービス利用料金(	① サービス利用料金(基本報酬)			712 円	780 円	847 円		
② 日常生活継続支援加	② 日常生活継続支援加算			36 円				
③ 看護体制算加算(I・	③ 看護体制算加算(I・Ⅱ)			12 円				
④ 夜勤職員配置加算(1	II)			16 円				
⑤ 個別機能訓練加算(]	I )	12 円						
⑥ 精神科医療養指導加	5 円							
⑦ 栄養マネジメント強	11 円							
⑧ 個別機能訓練加算(I	20 円/月							
⑨ 生活機能向上連携加	100 円/月							
⑩ 科学的介護推進体制	加算(Ⅱ)		50 円/月					
① ADL維持等加算()				30 円/月				
Λ.白口色牡蛎	1割負担	20,150 円	22,190 円	24,320 円	26,360 円	28,370 円		
A:自己負担額 1か月(30日)	2割負担	40,300 円	44,380 円	48,640 円	52,720 円	56,740 円		
/ ( 0 0 / . /	3割負担	60,450 円	66,570 円	72,960 円	79,080 円	85,110 円		
			多床室		従来型個			
	第1段階		0 円			円		
B:居住費	第2段階		370 円			円		
	第3段階(1•2)	370 円 820 円				円		
	第4段階		855 円		1,171	円		
	第1段階			300 円				
	第2段階	390 円						
C:食 費	第3段階(1)	650 円						
	第3段階(2)	1,360 円						
	第4段階			1,450 円				
	第1段階	29,150 円	31,190 円	33,320 円	35,360 円	37,370 円		
【多床室】	第2段階	42,950 円	44,990 円	47,120 円	49,160 円	51,170 円		
1か月 (30日)	第3段階(1)	50,750 円	52,790 円	54,920 円	56,960 円	58,970 円		
	第3段階(2)	72,050 円	74,090 円	76,220 円	78,260 円	80,270 円		
あたりの費用 A+[(P+C) > 20]	第4段階(1割負担)	89,300 円	91,340 円	93,470 円	95,510 円	97,520 円		
A+[(B+C)×30]	第4段階(2割負担)	109,450 円	113,530 円	117,790 円	121,870 円	125,890 円		
	第4段階(3割負担)	129,600 円	135,720 円	142,110 円	148,230 円	154,260 円		
【 従来型個室 】	第1段階	38,750 円	40,790 円	42,920 円	44,960 円	46,970 円		
	第2段階	44,450 円	46,490 円	48,620 円	50,660 円	52,670 円		
	第3段階(1)	64,250 円	66,290 円	68,420 円	70,460 円	72,470 円		
1か月(30日)	第3段階(2)	85,550 円	87,590 円	89,720 円	91,760 円	93,770 円		
あたりの費用 A+[(B+C)×30]	第4段階(1割負担)	98,780 円	100,820 円	102,950 円	104,990 円	107,000 円		
	第4段階(2割負担)	118,930 円	123,010 円	127,270 円	131,350 円	135,370 円		
	第4段階(3割負担)	139,080 円	145,200 円	151,590 円	157,710 円	163,740 円		

### □ 利用者負担額の減額について

第1段階	①世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方。②生活保護を受けている方。
第2段階	①世帯全員が市町村民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が年間80万円以下の方。 ②一定以上の預貯金等の資産をお持ちの方。(単身:650万円以下、夫婦:1650万円以下)
第3段階(1)	①世帯全員が市町村民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が年間80万円を超え、 120万円以下の方 ②一定以上の預貯金等の資産をお持ちの方。(単身:550万円以下、夫婦:1550万円以下)
第3段階(2)	①世帯全員が市町村民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が年間120万円を 超える方 ②一定以上の預貯金等の資産をお持ちの方。(単身:500万円以下、夫婦:1500万円以下)
第4段階	①上記以外の方 ②配偶者が市町村民税を課税されている方。 ③一定額以上の預貯金等の資産をお持ちの方。

## □ 加算料金(介護給付対象) ※負担割合が2割の方は以下の加算が2倍、3割の方は3倍になります。

+ 放云口。在灯	1/13/	<b>小</b> 貝尼門		
加算項目の種類 日常生活継続支援 加算	36円/日	める割合	摘 要 者の総数のうち、要介護4・5の方及び認知症自立度Ⅲ以上の方の占 が一定以上であること、介護福祉士の数が入所者6に対して1以上配 いることで加算されます。	
個別機能訓練加算 I	12円/日	常勤専従の機能訓練指導員を1名以上配置し、入居者ごとに作成した個別機能 訓練計画に基づき計画的に機能訓練を実施することで加算されます。		
栄養マネジメント 強化加算	11円/日	管理栄養士を2名配置し、入居者に対し栄養ケア計画に従い食事の観察を行い、入居者ごとの栄養状態や嗜好等を踏まえた食事の調整を実施した場合に加算されます。		
再入所時栄養 連携加算	200円/月	管理栄養士が入居者の入院する医療機関を訪問し、栄養食事指導やカンファレンスに同席し、栄養ケア計画を作成することで加算されます。		
看護体制加算 I	4円/日	常勤の看護師を1名以上配置している場合に加算されます。		
看護体制加算Ⅱ	8円/日	問看護ス	護師を1名以上配置し、事業所の看護職員または、病院、診療所、訪テーションの看護職員との連携により、24時間連絡できる体制を確ることで加算されます。	
配置医師 緊急事態対応 加算	650円/回 (早朝·夜間) 1,300円/回 (深夜)	4時間対応	加算Ⅱを算定していること。嘱託医と協力医療機関の医師が連携し2 応できる体制を確保したうえで、嘱託医が早朝または深夜に施設を訪 療を行うこと及び診察の内容を記載することで加算されます。	
	72円/日 (列 45~30			
看取り介護	144円/日(34~30	(日) は、「急事態が起きた場合の注意点や情報連携の方法や、曜日、「		
加算Ⅱ	780円/日 (3 及び前々		連絡手段や診察依頼時間など、嘱託医と施設間で具体的な取り決めを し、入居の際に、入居者とご家族に説明を行い同意を得ることで加算 されます。	
	1,580円/日	(死亡日)		
夜勤職員配置 加算(Ⅲ)	16円/日		+1以上の介護職員を夜間に配置すること。夜勤時間帯を通じて、喀 の実施ができる介護職員を配置することで加算されます。	
精神科医療養指導 加算	5円/日		ある入居者が全体の3分の1を占め、精神科を担当する医師による定 養指導が月に2回以上行われている場合に加算されます。	
初期加算	30円/日	利用開始療所への)	日から30日以内の期間に加算されます。30日を超える病院又は診 入院後に再入居した場合も同様に加算されます。	
安全対策体制加算	20円/ 入所時1回		担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対する整備がされている場合に加算されます。	
外泊時費用	246円/日 (月6回限度)		病院又は診療所への入院を要した場合及び居宅における外泊をした場 されます。(月6回を限度、月をまたぐ場合は最長12日間)	
療養食加算	6円/回 (日3回限度)	医師の指流加算される	示箋に基づく療養食(糖尿病・腎臓病・心不全等)を提供した場合に ます。	
介護職員処遇改善 加算(I)	所定単位数の 8.3%		の安定的な処遇改善を図るため、事業所が処遇改善計画を立案し、計 き職場環境や賃金体系などの改善を行うことで加算されます。	
介護職員等 特定処遇改善 加算(I)	所定単位数の 2.7%	向上」「st を行ってい	処遇改善加算を算定していること。職場環境等要件について「資質の 労働環境・処遇改善」「その他」の区分でそれぞれ1つ以上取り組み いることで加算されます。	
介護職員等ベース アップ等支援加算	所定単位数の 1.6%		処遇改善加算を取得し、賃上げ効果の継続に資するよう、賃金改善の 2/3以上が介護職員等のベースアップ等に使用することで加算されま	
若年性認知症利用者 受入加算	120円/日		た若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、特性やニーズに応 サービスを提供することで加算されます。	
生活機能向上連携 加算	100円/月	し、事業	テーションを行う医療機関の理学療法士・作業療法士・医師が訪問 所職員と共に個別機能訓練計画を作成する。機能訓練指導員を始め各 同して計画に基づき機能訓練を実施することで加算されます。	

加算項目の種類		摘   要
在宅復帰支援機能 加算	10円/日	入居者の家族との連絡調整を行い、入居者が利用を希望する居宅介護支援事業者に対して、居宅サービスに必要な情報の提供、退所後の居宅サービスの利用 に関する調整を行うことで加算されます。
個別機能訓練加算Ⅱ	20円/月	個別機能訓練加算(I)を算定している入居者について個別機能訓練計画の内容 等を活用する場合に加算されます。
褥瘡マネジメント 加算 I	3円/月	褥瘡発生を予防するため、定期的に評価をしその結果に基づき計画的に管理し 評価した場合に加算されます。
褥瘡マネジメント 加算 Ⅱ	13円/月	褥瘡マネジメント加算(I)の算定要件を満たしている施設等において、評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入居者等について褥瘡の発生がない場合に加算されます。
排せつ支援加算 I	10円/月	排せつに介護を要する原因について分析し、その結果を支援計画の作成及びそれに基づく支援をした場合に加算されます。
科学的介護推進 体制加算	50円/月	入居者ごとの日常生活動作の値や栄養状態・口腔機能・認知症などの心身の状況等を情報提供し評価した場合に加算されます。
ADL 維持等加算	30円/月	入居者の自立支援・重度化に繋がるサービスの提供を事業所へ促し、評価期間の中で ADLの維持または改善の度合いが一定水準を超えている場合に加算されま
退所前訪問 相談援助加算	460円/回	退居前に退居後に在住する居宅を訪問し、相談援助を行った場合に加算されます。
退所後訪問 相談援助加算	460円/回	退居後30日以内に居宅を訪問し、相談援助を行った場合に加算されます。
退所時指導加算	400円/回	退所から2週間以内に、市町村および居宅介護支援センターまたは地域包括支援センターに対して文書で情報提供した場合に加算されます。
退所前連携加算	500円/回	退居前に居宅介護支援事業者に対して必要な情報提供を行った場合に加算されます。

## □ その他の費用(介護給付対象外)

サービスの種類	費用	内容
喫茶代(1品)	120 円	喫茶「いっぷく」をご利用いただいた場合。
散髪代(男性)	2,500 円	理美容業者の出張による理髪サービスをご利用いただいた場合。
散髪代(女性)	1,800 円	理美容業者の出張による理髪サービスをご利用いただいた場合。
日常生活品等	実 費	ご利用者の日常生活で要する費用で、ご利用者にご負担いただくことが適当であるもの。
医療費等	実 費	医療機関を受診あるいは入院した場合の治療費及び薬代はご利用者の実費負担となります。